

大阪市告示第1377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定に基づき、大阪市デジタル統括室DX推進担当における歳入について、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月7日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称

ソニーペイメントサービス株式会社

2 指定納付受託者の所在地

東京都港区高輪1-3-13

3 指定納付受託者に納付させる歳入

大阪市行政オンラインシステムで取り扱う行政手続の手数料等

4 指定期間

令和7年10月1日から契約終了まで

（デジタル統括室DX推進担当）